

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

| | | | |
|-----------------|--|-------------------|-------|
| 処分の内容 | 農産物加工講習センターの使用の許可 | | |
| 根拠法令及び条項 | 蓮田市農産物加工講習センター設置及び管理条例第6条 | | |
| 審査基準 | <input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当） | | |
| | 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当） | | |
| | 【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （使用の許可） 第6条 センターを使用する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用の許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長は、当該許可に係る使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。 （1） 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。 （2） 許可施設等を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。 （3） 管理運営上支障を来すおそれがあるとき。 3 市長は、第1項の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に係る使用について条件を付すことができる。 【その他の基準となる法令、通知等】 ○蓮田市農産物加工講習センター設置及び管理条例施行規則 （使用の許可） 第2条 条例第6条第1項の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の蓮田市農産物加工講習センター使用許可申請書を、使用しようとする日の属する月の3月前の月の初日から使用しようとする日の前日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。 2 市長は、前項の申請について使用を許可し、条例第9条第1項に規定する使用料を徴収したときは、当該申請者に様式第2号の蓮田市農産物加工講習センター使用許可証兼領収書を交付するものとする。 | | |
| 審査基準 設定年月日 | 令和6年2月5日 | 審査基準 最終変更年月日 | 年 月 日 |
| 標準処理期間 | <input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（即日） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当） | | |
| 標準処理期間 設定年月日 | 年 月 日 | 標準処理期間 最終変更年月日 | 年 月 日 |
| 所管部署 | 環境経済部 農政課 | | |
| 備考 | | | |

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。